

第79号議案

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成30年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八王子市旅館業法施行条例（平成24年八王子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（申請書の添付書類）</u> <u>第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。</u> <u>(1) 旅館業を営もうとする施設に係る土地及び建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し</u> <u>(2) 旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、市規則で定める書類</u></p> <p>（社会教育施設等） <u>第3条</u> （略）</p> <p>（意見を求める者） <u>第4条</u> （略）</p> <p>（衛生の措置の基準） <u>第5条</u> 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1) <u>旅館業</u>の施設（以下「<u>旅館業施設</u>」と</p>	<p>（社会教育施設等） <u>第2条</u> （略）</p> <p>（意見を求める者） <u>第3条</u> （略）</p> <p>（衛生の措置の基準） <u>第4条</u> 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1) <u>営業</u>の施設（以下「<u>営業施設</u>」とい</p>

いう。)の換気については、次の措置を講ずること。

ア・イ (略)

- (2) 旅館業施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。

- (3) 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

(4) (略)

- (5) 寝具類については、次の措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

(6) (略)

- (7) 浴室については、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、市規則で定める場合にあつては、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

ウ・エ (略)

う。)の換気については、次の措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15パーセント以下とすること。

- (2) 営業施設の採光及び照明については、次の照度を有すること。

ア 客室、応接室及び食堂にあつては40ルクス以上

イ 調理場及び配膳室にあつては50ルクス以上

ウ 廊下及び階段にあつては常時20ルクス以上(深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。))においては、10ルクス以上)

エ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等にあつては20ルクス以上

- (3) 営業施設の防湿については、次の措置を講ずること。

ア 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

(4) (略)

- (5) 寝具類については、次の措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。

- (6) 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊させないこと。

ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては、有効面積(市規則で定めるところにより算定した1客室の有効部分の面積をいう。以下同じ。)3平方メートルにつき1人

イ 簡易宿所営業にあつては、有効面積1.5平方メートルにつき1人

(7) (略)

- (8) 浴室については、次の措置を講ずること。

ア (略)

イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。

ウ・エ (略)

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) (略)

カ (略)

(8) 洗面所及び便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、**石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備える**こと。

(9) (略)

(10) (略)

(11) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として**旅館業施設**ごとに管理者を置くこと。

(12) 旅館・ホテル営業以外の施設にあっては、事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 (略)

(旅館業施設の名称の表示)

第7条 営業者は、旅館業施設の名称を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(**旅館・ホテル営業**の施設の構造設備の基準)

第8条 政令**第1条第1項第8号**の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のと

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) (略)

カ (略)

(9) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として**営業施設**ごとに管理者を置くこと。

(宿泊を拒むことができる事由)

第5条 (略)

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

(2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(3) 玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

(4) 営業施設には、市規則で定める事項を記載した営業従事者名簿を備え付けること。

(**ホテル営業**の施設の構造設備の基準)

第7条 政令**第1条第1項第11号**の規定による条例で定める構造設備の基準は、次の

おりとする。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合には、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有すること。

(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 構造部分の合計床面積（市規則で定めるところにより算定した1客室の構造部分の面積をいう。以下同じ。）は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

ウ (略)

(3) (略)

(4) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないように適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ (略)

エ (略)

(5) (略)

(6) 便所は、次の要件を満たすものである

とおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。

(3) 調理場は、次の要件を満たすものであること。

ア 壁、板その他適当な物により、他の部屋等と区画されていること。

イ 宿泊者に食事を提供するのに支障のない広さを有すること。

ウ 出入口、窓その他開閉する箇所にあつては防虫設備を、排水口にあつては防ぞ設備を設けること。

エ 十分な能力の換気設備を設けること。

(4) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 構造部分の合計床面積（市規則で定めるところにより算定した1客室の構造部分の面積をいう。以下同じ。）は、洋式の構造設備による客室にあつては政令第1条第1項第2号イに、和式の構造設備による客室にあつては同項第3号に規定する面積以上であること。

イ (略)

(5) (略)

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(7) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。

イ (略)

ウ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。

エ (略)

(8) (略)

(9) 便所は、次の要件を満たすものである

こと。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 共同便所を設ける場合には、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

(7) 共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適切な数を有すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)
第9条 政令 第1条第2項第7号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

こと。

ア 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、市規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、市規則で定める数の給水栓を設置すること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第2項第10号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設についてのみ適用する。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障のないように十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ」とあるのは「政令第1条第2項第3号」と、「同項第3号」とあるのは「同項第2号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)
第9条 政令 第1条第3項第7号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。

(1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

(2) 構造部分の合計延べ床面積（市規則で定めるところにより算定した客室の構造部分の合計延べ床面積をいう。以下同じ。）は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(3) （略）

2 前条第2号イ及びウ並びに第3号から第7号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）
第10条 政令第1条第3項第5号の規定による条例で定める構造設備の基準は、客室は収容定員に応じて十分な広さを有していることとする。

2 第8条第2号イ及びウ並びに第3号から第7号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

（構造設備の基準の適用除外）
第11条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条に定める基準による必要がないと認められる場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(2) 構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。

(3) 構造部分の合計延べ床面積（市規則で定めるところにより算定した客室の構造部分の合計延べ床面積をいう。以下同じ。）は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(4) 階層式寝台を設ける場合には、2層とすること。

(5) （略）

2 第7条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び同条第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）
第10条 政令第1条第4項第5号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。

(2) 各客室には、押し入れを設けること。

2 第7条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第7条第4号イ及び同条第7号から第10号まで並びに第8条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

（衛生措置の基準の特例）

第11条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があると認められるものについては、第4条第2号及び第6号に規定する基準に関し必要な特例を市規則で定めることができる。

（構造設備の基準の適用除外）
第12条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条に定める基準による必要がないと認められる場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

<p>(1) <u>旅館・ホテル営業 第8条第3号、第4号ウ及び第6号</u>に規定する基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 <u>第9条第1項第3号並びに</u>同条第2項において準用する<u>第8条第3号、第4号ウ及び第6号</u>に規定する基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、その構造設備が<u>第8条第6号（第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）</u>に定める基準による必要がないと認められる場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これらの基準を適用しないことができる。</p> <p>(委任) <u>第12条</u> (略)</p>	<p>(1) <u>旅館営業 第8条第1項第2号、同条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号（イ及びウに係るものに限る。）</u>、<u>第9号並びに第10号</u>に規定する基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業 <u>第9条第1項第1号及び第5号</u>、同条第2項において準用する<u>第7条第3号並びに第9条第3項において準用する第7条第5号、第6号、第7号（イ及びウに係るものに限る。）</u>、<u>第9号並びに第10号</u>に規定する基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について</u>、その構造設備が<u>第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号</u>に定める基準による必要がないと認められる場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これらの基準を適用しないことができる。</p> <p>(委任) <u>第13条</u> (略)</p>
---	--

附 則

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 施行日から3月を経過する日までの間に、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項の申請を行う場合にあつては、この条例による改正後の旅館業法施行条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する書類は、施行日から3月を経過する日までに提出しなければならないものとする。

